

川島町 おくやみ手続きサポート

身近な方が亡くなられた後の手続きをお手伝いします。

亡くなられた後の役場内で必要なご遺族の手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、お手伝いします。

「死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックリスト」をご覧になっても必要な手続きがわからない方や、不安を感じる方はご利用ください。

おくやみ手続きサポートを利用せずに、直接各担当窓口での手続きも可能です。

1 必要な手続き、持ち物を事前にご案内

おくやみの手続きで何度も来庁いただくことがないように、ご予約の際に必要な手続き、書類等についてご案内します。

2 手続き当日は、ワンストップで手続きが完了

一つの窓口で手続きをご案内し、原則、ご遺族は動くことはありません。

おくやみ手続き支援の概要	
利用できる方	亡くなったときに川島町に住民登録があった方のご遺族
利用方法	予約制（希望日の2営業日前までに予約） ※電話でお申し込みください。
予約枠	1日3枠（平日のみ） (1) 10時00分～ (2) 13時30分～ (3) 15時00分～
受付場所	川島町役場 町民生活課（庁舎1階3番窓口） ※受付後、手続きの場所にご案内します。

予約受付電話番号（川島町役場 町民生活課）

049-299-1754（直通）

※平日のみ 午前8時30分～午後5時15分

おくやみ手続きサポートを利用する流れ

川島町役場 町民生活課

049-299-1754(直通)

(1)電話で予約

「死亡届に伴うお手続きのご案内・チェックリスト」をお手元にご用意して、お電話ください。必要な手続きをご案内します。

ご予約にあたり、次のことを聞き取りします。

対 象	聞き取りする情報
亡くなられた方のこと	① 名前、②住所、③生年月日、④死亡日
手続きに来られる方のこと	①名前、②住所、③生年月日、 ④亡くなられた方との関係（続柄）、 ⑤連絡先（電話番号）、⑥利用希望日時

【注意事項】

◎利用希望日は、電話をいただいた日から2営業日以降となります。

また、早くても死亡届を提出された日から10日後以降をお勧めします。

お悔やみの手続きでは、戸籍謄本が必要な手続きがあります。

戸籍に亡くなった旨を記載するには、概ね以下の日数が必要です。

- ・本籍が川島町で、かつ、川島町に死亡届を提出：1週間～10日
- ・本籍が川島町以外、または、川島町以外に死亡届を提出：2週間～3週間

戸籍謄本が取得できない場合、戸籍謄本取得のために、後日改めて来庁いただく必要があります。

(2) 予約した日時に町民生活課窓口(1階3番窓口)へ

受付した後、手続きを行う場所にご案内します。

【注意事項】

◎該当する手続きが多い場合、すべての手続きを終えるまでに1時間以上かかる場合があります。

◎個々の状況によっては、一度の来庁で完結しない場合があります。

あらかじめご了承ください。